

# 情報通信産業振興地域及び特別地区における認定申請等に関する要領

制定 令和4年8月1日

(目的)

第1条 この要領は、沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第29条の2（情報通信産業振興措置実施計画の認定等）、第29条の3（情報通信産業振興措置実施計画の実施状況の報告）及び第30条（特定情報通信事業の認定等）に規定された事務処理の統一化及び円滑化を図るとともに、事業者の適正な申請及び届け出に資することを目的とする。

(情報通信産業振興措置実施計画の認定等)

第2条 法第29条の2第1項の認定を申請しようとする者（以下、「認定申請者」という。）が知事に提出すべき申請書は、様式第1号とする。

2 認定申請者が前項の申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登記事項証明書（申請者が個人である場合は、その氏名及び住所を証する書類）
- (2) 認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書（認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (3) 情報通信産業振興措置実施計画（法第29条の2第1項に規定する情報通信産業振興措置実施計画をいう。以下同じ。）に記載された情報通信産業振興措置（同項に規定する情報通信産業振興措置をいう。以下同じ。）の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の内容を明らかにする書類

(4) その他法第29条の2第4項の規定による認定において知事が必要と認める書類

3 知事は、認定申請者の情報通信産業振興措置実施計画が法第29条の2第4項に定める要件に該当すると認めるときは、認定申請者に対して、認定書を交付するものとする。

(認定情報通信産業振興措置実施計画の変更又は取消等)

第3条 法第29条の2第4項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が同項の認定に係る情報通信産業振興措置実施計画（以下「認定情報通信産業振興措置実施計画」という。）を同条第6項の規定により変更しようとするときに知事に提出すべき申請書は、様式第2号とする。

2 前条第3項の規定は、前項の申請の認定について準用する。

3 知事は、法第29条の2第8項に基づき認定情報通信産業振興措置実施計画（法第29条の2第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消すときは、認定事業者に対して、取消通知書を交付するものとする。

4 知事は、法第29条の2第9項に基づき認定情報通信産業振興措置実施計画の変更を指示するとき又は同項に基づき認定情報通信産業振興措置実施計画を取り消すときは、認定事業者に対して、変更指示書又は取消通知書を交付するものとする。

(認定情報通信産業振興措置実施計画の実施状況の報告)

第4条 認定事業者が法第29条の3の規定による報告を行うときに知事に提出すべき書類は、次に掲げる事項を記載した様式第3号とする。

- (1) 前事業年度の認定情報通信産業振興措置実施計画に記載された情報通信産業振興措置の実施状況
  - (2) 前事業年度の収支決算
  - (3) 前事業年度の認定情報通信産業振興措置実施計画に記載された情報通信産業振興措置の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する実績
  - (4) その他情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令（平成14年内閣府・総務省・経済産業省令第1号。以下「省令」という。）第5条第2項の規定による認定において知事が必要と認める事項
- 2 知事は、前項の実施状況報告に関し、認定事業者が認定情報通信産業振興措置実施計画を適切に実施していると認めるときは、当該認定事業者に対して、実施状況報告認定書を交付するものとする。
- 3 知事は、前項の認定をしないときは、省令第5条第3項の規定に基づき、当該認定事業者に対して、その旨及び理由を通知するものとする。

（特定情報通信事業認定の認定等）

第5条 法第30条第1項の事業認定を受けようとする法人（以下「認定申請法人」という。）が知事に提出すべき申請書は、様式第4号とする。

- 2 認定申請法人が前項の申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 定款の写し
  - (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
  - (3) 情報通信産業特別地区の区域内において、専ら特定情報通信事業を営んでいることを明らかにする書類
  - (4) 特定情報通信事業のうち、沖縄振興特別措置法施行令（平成14年法律第102号。以下「政令」という。）第2条第4号及び第5号に掲げる事業を行う場合において、顧客の情報を保管するために必要な施設又は設備の内容を明らかにする書類
  - (5) 常時使用する従業員、勤務地及び業務内容を明らかにする書類
  - (6) 常時使用する従業員に係る雇用契約書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し又はこれらに類する書類
  - (7) その他法第30条第1項の規定による認定において知事が必要と認める書類
- 3 知事は、認定申請法人が法第30条第1項で定める要件を満たしていると認めるときは、当該法人に対して、認定書を交付するものとする。

（認定特定情報通信事業の開始等の届出）

第6条 法第30条第1項の認定を受けた法人（以下「認定法人」という。）がその認定に係る特定情報通信事業（以下「認定特定情報通信事業」という。）を開始、休止又は廃止しようとするときは、政令第12条第2項の規定に基づき、それぞれ様式第5号、様式第6号又は様式第7号によりあらかじめ知事に届け出るものとする。

- 2 認定法人が前項の届出書に記載した事項に変更がある場合に知事に提出すべき届出書は、様式第8号とする。

（認定要件に該当しなくなったとき等の届出）

第7条 認定法人は、法第30条第1項で定める要件に該当しなくなったときは、政令第12条第3項の規定に基づき、様式第9号により速やかに知事に届け出るものとする。

(認定特定情報通信事業の取り消し)

第8条 知事は、法第30条第4項に基づき同条第1項による認定を取り消すときは、当該法人に対して、取消通知書を交付するものとする。

(認定特定情報通信事業の実施状況の報告)

第9条 認定法人が法第30条第2項の規定による報告を行うときに知事に提出すべき書類は、次に掲げる事項を記載した様式第10号とする。

(1) 前事業年度の認定特定情報通信事業の実施状況

(2) 前事業年度の収支決算

(3) その他省令第11条第2項の規定による認定において知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の実施状況報告に関し、認定法人が認定特定情報通信事業を適切に実施していると認めるときは、当該法人に対して、実施状況報告認定書を交付するものとする。

3 知事は、前項の認定をしないときは、省令第11条第3項の規定に基づき、当該法人に対して、その旨及び理由を通知するものとする。

(事務処理の所管課)

第10条 この要領に基づく認定申請書及び添付資料並びに各届出書の受付その他の事務処理は、商工労働部情報産業振興課において行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。